

## 法人の組織・体制について

## 法人の組織について

## 1 検討の必要性

## 現 状

- (1) 総合医療センター及びこころの医療センターにおいては、県の出先機関として、所属長（院長）をトップとして、それぞれ独立した診療部門、事務部門等の組織を有している。
- (2) 人事・予算面についての権限は、各病院になく、県の人事・財政担当部局が有している。

## 法人化後

- (1) 法人の理事長をトップとして、各病院を一括して運営する。
- (2) 人事・予算面についての権限は、県から独立して法人が有することとなることから、権限に見合う組織体制が必要。

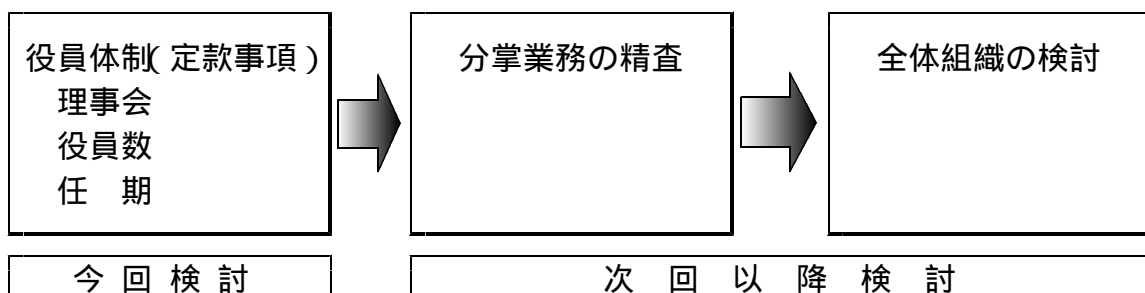
## 2 検討課題及び検討の視点

- (1) 効率的な病院運営
  - 人事・予算の統括機能を有する組織の検討
  - 各病院共通事務の集約化
  - 分掌業務の整理
- (2) 病院間の連携
  - 総合調整機能を有する組織の検討
- (3) 各病院の特性を活かした病院運営
  - 病院の独立性の確保

## 3 先行団体の状況（別紙 1 参照）

- (1) 事務部門を統括する組織（法人本部）を設置し、人事・予算に係る統括を行うとともに、各病院の共通事務について集約化を図っている。
- (2) 各病院における診療部門、事務部門については、それぞれの病院において独立した組織を有し、病院運営を行うとともに、個別の事務処理を行っている。

## 4 検討の方向（検討の手順）



## 役員体制について

### 1 地方独立行政法人法等の定め

#### (1) 種類、職務及び権限（地方独立行政法人法第12条～14条）

役員	職務及び権限等	備考
理事長	地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。 要件： 当該法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者 当該法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者	1名 設立団体の長が任命
副理事長	地方独立行政法人を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。 要件：理事長と同様	定款で置かないことができる 理事長が任命
理事	定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。 要件：理事長と同様	理事長が任命
監事	地方独立行政法人の業務を監査する。 要件： 財務管理、経営管理、その他当該法人が行う事務又は事業の運営に関し、優れた識見を有する者であって、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通している者	設立団体の長が任命

#### (2) 理事会

法律上の必置義務はないが、先行団体の例では、合議制による法人の最高意思決定機関として、重要事項を審議する機関と位置づけられているもの。

#### (3) 役員の任期（地方独立行政法人法第15条）

4年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 2 検討課題及び検討の視点

- (1) 副理事長の設置の適否  
適切な病院運営の確保
- (2) 理事会の設置の適否  
適切な病院運営の確保  
設置の場合の構成員数 (= 役員数)
- (3) 役員数  
役員報酬の増嵩の抑制  
分掌業務に見合う配置
- (4) 役員の任期  
中期計画等との整合 (策定期間、評価時期との関係)

中期計画期間					
任 期	計画期間と不整合				
	計画期間と整合				

評価を反映しやすい体制

## 3 先行団体の状況 (別紙 2 及び 3 参照)

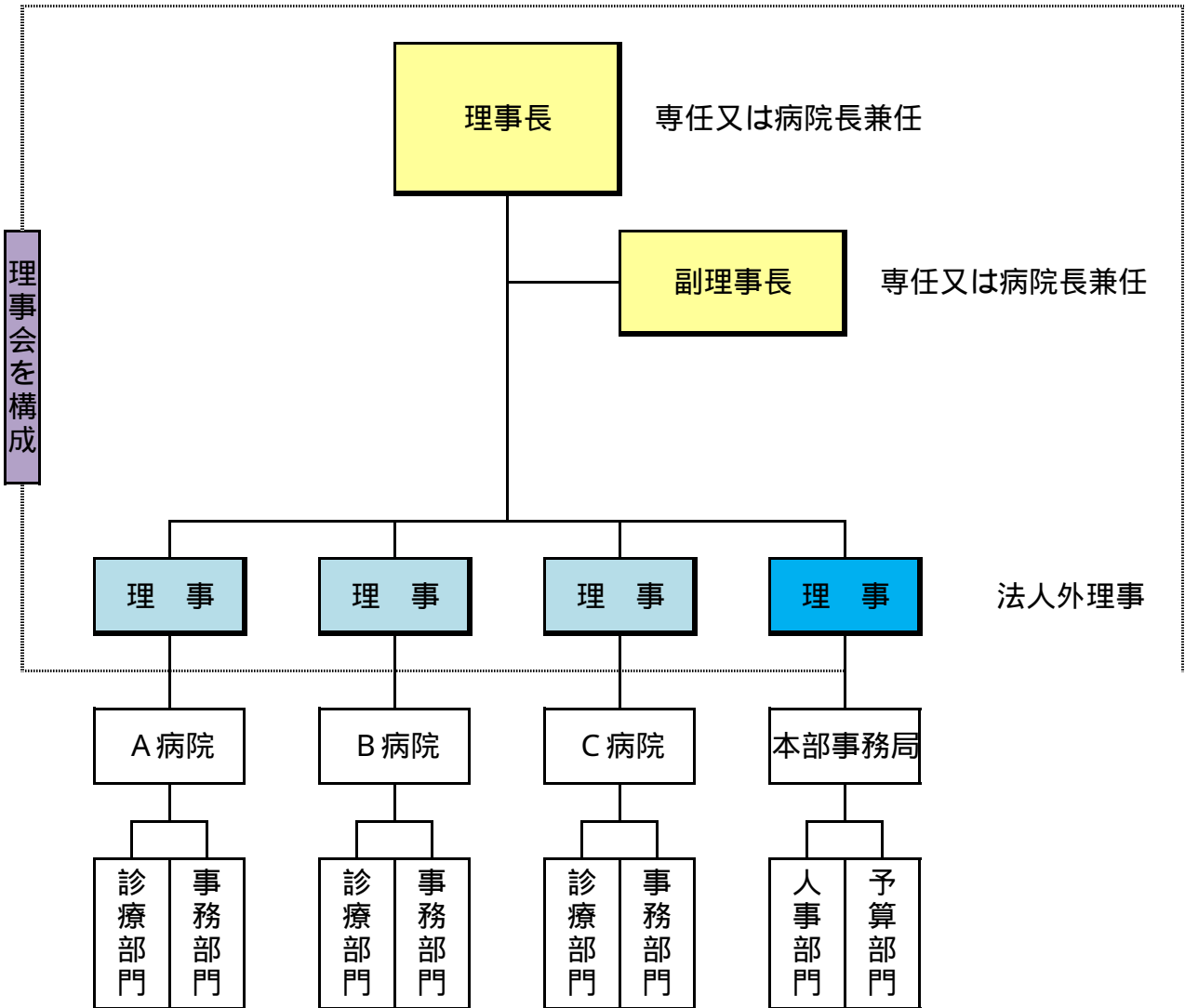
- (1) 副理事長については、いずれの団体も設置している
- (2) 理事会については、いずれの団体も設置し、重要事項を審議することとしている。
- (3) 役員数については、運営病院数を考慮し、理事会の構成にふさわしい人数を設定している。
- (4) 任期については、理事長の任期を基準に他の役員の任期を設定している。  
なお、理事長の任期については、法律上の上限としている例が多い。

## 4 検討の方向

先行団体の状況等を考慮し、次の方向で検討を進めることとしたい。

- (1) 副理事長  
設置する。
- (2) 理 事 会  
多様な意見に基づいて重要事項を決定する機関として設置する。
- (3) 役 員 数  
理事会の構成員については、運営に必要な人数を確保する。  
監事については、2名以内とする。
- (4) 任 期  
理事長の任期を基準として設定する。

先行団体の組織例



## 役員数

団 体	運 営 施設数	理事会 (実人員)	役 員 数 (実人員)			
			理事長	副理事長	理 事	監 事
宮 城	1	8 ( 8 )	1	2 以内(2)	5 以内(5)	2 以内(2)
大 阪	5	8 ( 8 )	1	1 (1)	6 以内(6)	2 以内(2)
岡 山	1	7 ( 7 )	1	1 (1)	5 以内(5)	2 以内(2)
山 形	2	9 ( 7 )	1	1 (0)	7 以内(6)	2 以内(2)
秋 田	2	6 ( 6 )	1	1 (1)	4 以内(4)	2 以内(2)
静 岡	3	9 ( 8 )	1	1 (1)	7 以内(6)	2 (2)
神奈川	6	9	1	2 以内	6 以内	2 以内
長 野	5	1 2	1	1	1 0 以内	2
山 梨	2	7	1	1	5 以内	2 以内
岐 阜	1	8	1	1	6 以内	2 以内
	1	8	1	1	6 以内	2 以内
	1	6	1	1	3 以内	2 以内
佐 賀	1	8	1	1	6 以内	2 以内

## 任 期

団 体	中 期 目 標・ 中期計画期間	役 員 の 任 期			
		理事長	副理事長	理 事	監 事
宮 城	4 年	4 年	4 年	4 年	2 年
大 阪	5 年	4 年	4 年	2 年	2 年
岡 山	5 年	2 年	2 年	2 年	2 年
山 形	4 年	4 年	4 年	2 年	2 年
秋 田	5 年	4 年	4 年	2 年	2 年
静 岡	5 年	4 年	4 年	2 年	2 年
神奈川		4 年	4 年	2 年	2 年
長 野		4 年	4 年	2 年	2 年
山 梨		4 年	4 年	2 年	2 年
岐 阜		4 年	2 年	2 年	2 年
		4 年	2 年	2 年	2 年
		4 年	2 年	2 年	2 年
佐 賀		4 年	4 年	2 年	2 年

## 先行団体の理事会の状況

理事会に関し、先行11県全てに共通する内容は以下のとおり。

先行11県：宮城県、大阪府、岡山県、山形県、秋田県、静岡県、神奈川県、長野県、山梨県、岐阜県、佐賀県

### 1 構成

理事長、副理事長、理事

(監事は理事会に出席して意見を述べることができる。)

### 2 招集者

理事長

### 3 成立要件

構成員の過半数の出席

### 4 議決要件

出席者の過半数

### 5 議決事項

認可・承認事項

年度計画に関する事項

予算の作成・決算に関する事項

組織の設置・廃止に関する事項

その他理事長が定める重要な事項

以上の他に、「規程の制定・改廃」を理事会の議決事項としている県が7県